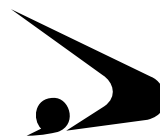


毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定(六六一・福祉政策課)  
 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六六二・福祉政策課)  
 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(六六三・農山村振興課)  
 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(六六四・六六五・商工業振興課)  
 公共測量実施の通知(六六六・建設管理課)  
 都市計画事業の認可の告示があった旨の公告(六六七・都市計画課)  
 道路区域の変更(六六八・道路環境課)  
 開発行為に関する工事の完了(六六九・雄勝建設事務所)

### 告 示

公 告  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)  
 県営土地改良事業の換地計画の決定(山本総合農林事務所)  
 土地改良区の定款変更の認可(仙北総合農林事務所)  
 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)  
 物品調達契約にかかる一般競争入札の実施(管財課) 三件  
 教育委員会公告  
 社会教育主事の認定(教育庁生涯学習課)  
 人事委員会規則  
 人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

秋田県告示第六百六十一号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年十月四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
いそべレディスクリニック	磯 部 京 悦	横手市前郷字下三枚橋二百三十八番地一	内科、産婦人科	平成十四年九月十日
小西歯科医院	小 西 一 峰	男鹿市船川港船川字外ヶ沢百二十五番六号	歯科	平成十四年九月二日
医療法人くむら歯科医院	医療法人くむら歯科医院理事長	鹿角市花輪字新田町二十五番地八	歯科	平成十四年八月二十七日
ツチャ薬局清水店	有限会社ツチャ薬局代表取締役	大館市清水一丁目三番三十七号	調剤薬局	平成十四年九月一日

琴丘町訪問看護ステーション	社会福祉法人琴丘町社 会福祉協議会会長	山本郡琴丘町鹿渡字町後二百六十三番地	訪問看護	平成十四年九月九日
---------------	------------------------	--------------------	------	-----------

秋田県告示第六百六十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
平成十四年十月四日  
秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
秋北歯科医院	布施朝子	大館市七曲岱三十五番十六号	平成十四年八月三十日
薬日本堂薬局	薬日本堂株式会社代表取締役	大館市清水二丁目三番三十七号	平成十四年八月三十一日

秋田県告示第六百六十三号  
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）第六条第一項の規定により、協和町新田地区入会林野整備組合代表者上藤修からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十四年十月四日

き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十四年十月四日  
秋田県知事 寺田典城

- 一 申請年月日 平成十四年九月三日
- 二 縦覧に供する書類の名称 協和町新田地区入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十四年十月七日から同年十一月六日まで
- 四 縦覧場所 農林水産部農山村振興課及び仙北総合農林事務所林務課及び協和町役場

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大館市積内ショッピングセンター
- 二 大館市長の意見  
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

秋田県告示第六百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- 大館市役所 商工課
- (二) 縦覧期間

平成十四年十月四日から同年十一月五日まで

秋田県告示第六百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

茨島ショッピングセンター

秋田市茨島四丁目三百八十一番二外

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月四日から同年十一月五日まで

秋田県告示第六百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり鷹巣町長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字下毛平二八番五四地先から花輪字上花輪三五一番一 地先まで		一五・〇〇(三三・〇〇)	〇・五二六

一 作業の種類

公共測量(都市計画図作成)

二 作業を行う地域

北秋田郡鷹巣町

三 作業を行う期間

平成十四年九月三十日から平成十四年十一月十五日まで

秋田県告示第六百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画法の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画事業の種類及び名称

角館都市計画道路事業三・四・九号横町線及び三・四・二号大町通線

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北建設事務所用地課

四 事業地の所在

収用の部分 秋田県仙北郡角館町横町地内

使用の部分 なし

秋田県告示第六百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

県 道	新	十二所花輪大湯線	〃	一六・五〇〇三二・〇〇	〇・五二六
-----	---	----------	---	-------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十四年十月四日から同月十七日まで

秋田県告示第六百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年六月十三日付け指令雄建 十一 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 雄勝郡羽後町柏原八番地の九  
 株式会社 小坂ハウス工業  
 代表取締役 小坂 修 三
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 湯沢市字両神百十七番及び百十八番

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日  
 平成十四年九月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人 スポーツクラブあきた
- 三 代表者の氏名  
 渡辺 英直
- 四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市新屋日吉町二十七 八ピアネス日吉 二〇二  
 五 定款に記載された目的  
 この法人は、地域住民に対してスポーツの振興と交流に関する事業を行い、スポーツ文化の発展と青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(長瀬地区県営ほ場整備事業)担い手育成型)換地計画の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年十月七日から同年十一月一日まで
- 三 縦覧場所 藤里町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県田沢疎水土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年九月二十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。  
 平成十四年十月四日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
 マイクロオージェ電子分光装置 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日

- (四) 平成十四年八月二十一日  
落札者の名称及び住所  
日本電子株式会社仙台支店  
宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番一号  
落札金額  
一億四千九百十万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十四年六月二十八日
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
- (二) 落札に係る物品の名称及び数量  
胸部撮影検診車 一台
- (一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十四年八月二十三日
- (四) 落札者の名称及び住所  
株式会社日立メデイコ秋田営業所  
秋田市八橋字戌川原六十四番地二  
落札金額  
三千七百五十九万円
- (五) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十四年七月五日
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
- (三) 落札に係る物品の名称及び数量  
秋田県警察総合情報システム用パーソナルコンピュータ等 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十四年八月三十日
- (四) 落札者の名称及び住所  
東光コンピュータ・サービス株式会社  
大館市御成町四丁目八番七十四号  
落札金額
- (五) 落札金額

- (六) 二千五百五十八千六百円  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十四年八月二日
- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年十月四日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
    - (一) 購入物品名及び数量  
無停電源装置用蓄電池 一式
    - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 納入期限  
平成十四年十一月十三日（水）
    - (四) 納入場所  
秋田県立図書館
  - 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 三 契約条項を示す場所等
    - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
    - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法
  - 四 秋田県の休日を除き、平成十四年十月四日（金）から同月十五日（火）まで規定する県の休日を除き、平成十四年十月四日（金）から同月十五日（火）までの期間、随時交付する。
  - 五 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十月十八日（金）午後一時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室  
入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

### (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### (二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

### (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

### (四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

### (五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 入札に付する事項

### (一) 購入物品名及び数量

調理台 六台

### (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (三) 納入期限

平成十四年十一月十五日(金)

### (四) 納入場所

秋田県ゆとり生活創造センター

## 二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

### (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月四日(金)から同月十五日(火)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十月十八日(金)午前十一時

## 五 秋田県庁地下一階管財課入札室

## 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

### (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### (二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

### (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

### (四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

### (五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
 平成十四年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
ロールスクリーン八十台及びカーテン七枚
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年十一月十五日（金）
  - (四) 納入場所  
秋田県ゆとり生活創造センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月四日（金）から同月十五日（火）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十月十八日（金）午前十一時十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

教育委員会公告

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第四号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十五年秋田県教育委員会規則第七号）第三条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十月四日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

- 一 現 住 所 秋田県由利郡由利町前郷字前郷七十一番地  
氏 名 植 村 励  
生 年 月 日 昭和四十五年四月二十一日
- 二 現 住 所 秋田県仙北郡南外村字赤平台野四十番地二  
氏 名 佐 藤 政 利  
生 年 月 日 昭和三十一年六月四日
- 三 現 住 所 秋田県仙北郡西木村下檜木内字相沢百九十五番地  
氏 名 武 藤 寛 幸  
生 年 月 日 昭和四十九年四月二十二日
- 四 認 定 年 月 日 平成十四年九月二十四日

(四) 現 住 所 秋田県平鹿郡雄物川町今宿字下谷地百五十五番地一  
 (三) 氏 名 柴 田 俊 哉  
 (二) 生 年 月 日 昭和三十九年四月十四日  
 (一) 認 定 年 月 日 平成十四年九月二十四日

人事委員会規則

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則  
 規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表中「社団法人秋田県建設技術センター」を 「社団法人秋田県観光連盟  
 社団法人秋田県建設技術センタ

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
 FAX(863)〇〇〇五  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社